

～チャイルドシートの貸付における注意事項～

- 取扱説明書に従い、チャイルドシートを正しく取り付けしてください。
- チャイルドシートを紛失又は損傷を生じさせた場合は、富津市社会福祉協議会に直ちに報告してください。
- 貸付期間中において、住所その他申請内容に変更が生じた場合は速やかに貸付窓口へ届出をしてください。
- チャイルドシートの使用中に当該チャイルドシート等による損害等が生じても、市は一切の責任を負いません。
- チャイルドシートに起因する事故が発生しても、市に対して損害賠償の請求等は一切できません。
- チャイルドシートの貸付期限は必ず守ってください。
- 返却する際は、きれいにして返却してください。「取扱説明書」の紛失や破損・付属品を欠品した場合、著しい汚損等があった場合は、実費を請求いたします。

問い合わせ先

富津市社会福祉協議会 87-9611

富津市子育て支援課 80-1256